

# 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について

## 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について（論点）

設置基準や同基準に基づく設置認可審査、認証評価における定員管理のほか、国立大学運営費交付金や私立大学等経常費補助金、設置認可に係る定員管理に関し、今日的な役割・目的についてどのように考えるか。

これまでの定員管理の役割・目的 = 「教育環境の確保」  
(具体的な担保措置)  
大学設置基準、 認証評価、 設置認可審査、 基盤的経費の配分、 経営指導 次頁参照

### 大学を取り巻く近年の環境変化

#### 育成すべき人材像を表明する必要性

3つのポリシーの策定及び公表の義務化（平成29年学校教育法施行規則改正）や教学マネジメントの実施（令和2年1月ガイドライン公表）により、各大学で育成すべき人材像を社会に対して公表する必要。

#### 社会との関係性の変化

大学の活動を社会に広く説明することで、理解と支持を得ることができるとともに、社会との対話を進めることで教育研究の更なる充実にもつながるエンゲージメント型の大学運営の必要性。

#### 社会状況の急激な変化

Society 5.0や社会のDX化、グローバル化が進展するとともに、人口減少下にある我が国社会において、社会の変化に対応するとともに、新たな社会変革を促していく人材を育成する必要性。

✓ 大学を取り巻く近年の環境変化を踏まえ「定員管理」の今日的な意義・目的について、どのように考えるか。

例えば、従来の「教育環境の確保」に加え、各大学が自らの機能や使命を踏まえた一定の資質を有する者を、一定の規模で社会に輩出することを「定員管理」の意義・目的として位置付けることについてどう考えるか。

✓ 「教育環境の確保」と「人材育成の使命」という観点から引き続き定員管理の仕組み自体は維持しつつ、併せて論点にあるような弾力化・柔軟化を図ってはどうか。

## (参 考)

### 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（収容定員）

第十八条（略）

2（略）

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

認証評価 大学設置基準への適合性という観点から定員管理状況を確認

### 設置認可審査

新たに大学等の設置等に係る認可をするに当たって、過去の平均入学定員超過率が一定の基準未満であることを要件としている。

### 基盤的経費の配分

国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金において、定員充足状況 / 定員超過状況に基づき、不交付ないし減額等の措置が講じられている。

### 経営指導

学生確保は大学の経営を安定的に行うための重要な要素であり、経営基盤を安定させ、教育の質を維持・向上させる観点からも、文部科学省による経営指導の際、定員未充足が著しい場合に必要な指導・助言を行ってきた。

定員管理について、入学定員から収容定員へ、学部単位から大学単位へ、単年度単位から複数年度単位へ見直すことについてどのように考えるか。その際、学部等専門分野別の教員数確保や学生の学修環境確保の観点についてどのように考えるか。

### 定員管理の単位の現状 次ページ参照

大学設置基準 : 学部ごとに定める収容定員を単位に管理  
平成3年に学生定員（入学定員） 収容定員に変更

設置認可審査 : 学部単位の平均入学定員超過率に基づき管理  
平成12年度申請分から、収容定員 入学定員に変更（厳格な成績評価の実施に伴う留年生の増に備え）

基盤的経費の配分 : 学部単位・大学単位、入学定員・収容定員双方に基づき管理

その他の財政支援 : 大学教育再生戦略推進費は入学定員・収容定員双方に基づき、修学支援新制度は収容定員を単位に対応。

### 社会状況の急激な変化

Society 5.0や社会のDX化、グローバル化が進展するとともに、人口減少下にある我が国社会において、社会の変化に対応するとともに、新たな社会変革を促していく人材を育成する必要性。

- ✓ 現在、定員管理については、それぞれの政策手段ごとに各々の管理の仕組みが取られているが、それぞれの関係は合理的なものになっているか。また、大学や社会に対して分かりやすい制度となっているか。
- ✓ 社会が加速度的に変化する中であって、大学の自主性・自律性を生かした取組を促すため、定員管理の弾力化・柔軟化についてどう考えるか。（例えば、入学定員ベースから収容定員ベースに / 単年度から複数年度での管理 / 学部学科単位から大学単位）

## ( 参 考 )

### 大学設置基準における定員管理

- ・大学基準協会が定める「大学基準」時代から大学設置基準創設を経て、平成3年の設置基準大綱化されるまでの間、教員組織、施設設備等を総合的に考慮して定める「学生定員」（＝入学定員）として規定。
- ・平成3年の設置基準大綱化の際に、編入学定員の設定の必要性（女子の進学希望が増加する中、短期大学から4年制の大学への編入学が相当数発生することが予想されること、産業構造の変化に伴い社会人の編入学の要請が強まることが予想されること 等）から収容定員に基づく管理へと変更。

### 設置認可審査における定員管理

- ・新たに大学等の設置等に係る認可をするに当たって、過去の平均入学定員超過率が一定の基準未満であることを要件としている。
- ・制度創設当初は、収容定員に対する在学者の割合で算定されていたが、平成10年の「21世紀答申」において厳格な成績評価と合わせて留年者の定員上の取扱いにおける配慮が求められたことから入学定員に対する在学者の割合で算定する方式へと変更。

### 基盤的経費の配分

#### ( 私学助成 )

- ・入学定員充足率（直近年度）が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施。
- ・学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

#### ( 国立大学法人運営費交付金 )

- ・各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納。  
入学定員、収容定員双方で実施。

### その他の財政支援

- ・大学教育再生戦略推進費については、入学定員超過率（大学単位 / 学部単位）及び収容定員充足率（学部単位）が一定の基準を満たしていない場合には申請不可。
- ・修学支援新制度については、収容定員の充足が3年連続で8割未満かつ他2要件すべてを満たさない場合、対象機関として不確認に。

# 大学設置基準の主な変遷（定員関係）①

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）  
【昭和31年10月22日制定】

大学基準（大学基準協会 昭和二十二年決定）  
【昭和28年最終改訂】

【昭和48年11月28日改正】

第五章 学生定員  
（学生定員）  
第十七条 学生定員は、学科、課程等を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。  
2 学生定員は、学科目、講座等の数、教員組織、教室、実験・実習及び演習の施設、保健衛生及び体育の施設並びに設備その他を総合的に考慮して定めるものとする。

第五章 学生定員  
（学生定員）  
第十七条 学生定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。  
2 学生定員は、学科目又は講座の数、教員組織、教室、実験・実習及び演習の施設、保健衛生及び体育の施設並びに設備その他を総合的に考慮して定めるものとする。

五、学生定員は講座数、教授能力、授業並に実験設備、衛生施設等を考慮して最適の定員を決定しなければならない。  
その決定には教授会の議は尊重されなければならない。

※ 上記規定のほか、専任教員数、校舎面積等について「入学定員」に基づき算定する規定が設けられていた。

昭和48年11月28日文部省令第476号「大学設置基準の一部を改正する省令の制定について（通達）」（抄）

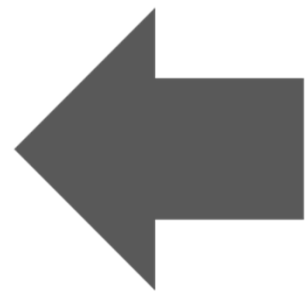
## 一 趣旨

今回の改正は、去る九月二十九日公布された国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百三十三号）により学校教育法の一部が改正され、大学に学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）を置くことができるものとされたことに伴い、学部以外の基本組織の設置基準上の取扱いを定めるとともに、これを機会に、授業科目の区分の取扱い及び授業期間について弾力化を図るなど、各大学がその特色を生かして多様な教育研究を展開しうるよう所要の措置を講じたものである。

# 大学設置基準の主な変遷（定員関係）②

【平成3年6月3日改正】

第五章 収容定員  
 (収容定員)  
 第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。  
 この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。  
 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。



【平成15年3月31日改正】

第五章 収容定員  
 (収容定員)  
 第十八条 (略)  
 2 (略)  
 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

平成3年6月24日文高大第184号「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(通知)」(抄)

一 趣旨  
 今回の改正の主旨は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社旗の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、(略)

二 教育研究上の基本組織について  
 (一) 専任教員数について  
 ② 専任教員数の基準を定める別表について、編入学定員の設定を可能にするため、入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき算定する方式に改めるとともに、(略)

五 収容定員について  
 (一) 前記の(二)の②及び左記八の(一)の④のとおり専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改めたことに伴い、学則で定めるべき事項についても、「学生定員」を「収容定員」に改めたこと。  
 (二) 収容定員を学則で定めるに当たっては、昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとしたこと。

平成15年3月31日文科高第162号「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(抄)  
 五 大学設置基準の一部改正  
 (六) 収容定員  
 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとしたこと。

## 定員管理に関する取扱い（適正な定員管理を促す規定）

**大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の最低限必要となる教育環境の水準が定められている。大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**基盤的経費の配分**等において不認可や減額等がある。

□ 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の平均入学定員超過率（申請年度から過去4年等（＝修業年限）の入学定員に対する入学者の割合の平均）が一定値以上の場合は、認可しないことを規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

### 認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

| 区分         | 大学      |              |         |        | 短期大学   | 高等専門学校 |
|------------|---------|--------------|---------|--------|--------|--------|
|            | 4000人以上 |              | 4000人未満 |        |        |        |
| 大学規模（収容定員） | 4000人以上 |              | 4000人未満 |        |        |        |
| 学部規模（入学定員） | 300人以上  | 100人以上300人未満 | 100人未満  |        |        |        |
|            | 1.05未満  | 1.10未満       | 1.15未満  | 1.15未満 | 1.15未満 | 1.15未満 |

□ 私立大学について、入学定員充足率（直近年度）が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施。

| 大学規模別   | 収容定員8,000人以上 | 収容定員4,000～8,000人 | 収容定員4,000人未満 |
|---------|--------------|------------------|--------------|
| 入学定員充足率 | 1.10倍以上      | 1.20倍以上          | 1.30倍以上      |

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

| 増減率     | 11%... | 20%... | 30%... | 40%..... | 50%  |
|---------|--------|--------|--------|----------|------|
| 収容定員充足率 | 89%    | 80%    | 70%    | 60%      | ～51% |

医歯学部については別途設定

収容定員充足率50%以下は不交付

□ 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

### 入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過

（学部毎に算定）

国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

| 大規模学部（学部入学定員300人超） | 中規模学部（学部入学定員100人超300人以下） | 小規模学部（学部入学定員100人以下） |
|--------------------|--------------------------|---------------------|
| 105%以上             | 110%以上                   | 115%以上              |

### 収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過

（学部毎に算定）

上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

| 大・中規模学部（学部入学定員100人超） | 小規模学部（学部入学定員100人以下） |
|----------------------|---------------------|
| 110%以上               | 120%以上              |

大学教育再生戦略推進費では、認可の基準・国立・私学の取扱いを参考に設定する入学定員超過率を超過した場合、申請不可。



## 定員管理に関する取扱い（入学定員・収容定員別）

| 観<br>点           | 仕<br>組<br>み | 入<br>学<br>定<br>員  | 収<br>容<br>定<br>員  |
|------------------|-------------|---|---|
| 質<br>保<br>証      | 大学設置基準      | 編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を明示。<br>短期大学設置基準では専任教員数や校地校舎の面積等を入学定員に応じて算定。 | 学科・課程を単位として学部ごとに定め、教育にふさわしい環境確保のため、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理。<br>収容定員に応じ、専任教員数や校地校舎の面積等をそれぞれ算定。     |
|                  | 認可・届出       |   | 公立大学の収容定員変更は届出事項。<br>私立大学の既設学部等の収容定員変更のうち、大学全体収容定員を増員する場合は認可事項、増員しない場合は届出事項（大学院の収容定員変更は届出事項）。 |
|                  | 情報公表        | 入学者の数を公表。   | 収容定員及び在学する学生の数を公表。  |
|                  | 認証評価        | 認証評価機関の定める評価基準によって、入学定員に基づくか、もしくは収容定員に基づくかは異なるものの、定員管理の状況について確認。    |   |
| 設<br>置<br>認<br>可 | 大学設置認可      | 学部単位の平均入学定員超過率が一定値以上の場合は認可しない。                                      |   |
|                  | 設置計画履行状況等調査 | 一定以上の入学定員の未充足又は超過があれば改善を要求。未充足が著しい場合には、状況に応じ、入学定員の見直しの検討を要求。        |   |

## 定員管理に関する取扱い（入学定員・収容定員別）

| 観点   | 仕組み          | 入学定員   | 収容定員  |
|------|--------------|--|---|
| 財政支援 | 国立大学法人運営費交付金 | 学部単位の入学定員に対する定員超過率が一定値以上の場合、超過した学生数分の授業料収入相当額を国庫返納。  | 学部単位の収容定員（2年次以降）に対する定員超過率が一定値以上の場合、超過した学生数分の授業料収入相当額を国庫返納。<br>学部・大学院（修士，博士，専門職）単位の収容定員充足率90%未満の場合、学生経費のうち未充足分に相当する額を国庫返納。 |
|      | 私学助成         | （大学）大学全体の入学定員充足率（直近年度）が一定の基準を超えた場合は全額不交付。<br>（学部）学部単位の入学定員充足率（直近年度）が一定の基準を超えた場合は全額不交付。             | （大学・学部）収容定員充足率が一定の基準を超えた場合は全額不交付。<br>（学部）収容定員充足率が50%以下の場合は全額不交付。  |
|      | 大学教育再生戦略推進費  | （大学）全学の入学定員超過率（過去4年平均又は直近）が一定値以上の場合、当該大学は申請不可。<br>（学部）学部単位の入学定員超過率（過去4年平均又は直近）が一定値以上の場合、当該学部は申請不可。 | （学部）学部単位の収容定員充足率（直近の修業年限期間中）が70%未満の場合、当該大学は申請不可。  |
|      | 修学支援新制度      |  | 収容定員の充足が3年連続で8割未満かつ他2要件全て満たさない場合、対象機関として不確認。  |
| 経営指導 | 学校法人運営調査     | 入学定員充足は学納金収入等に直結する観点の一つとして、一定以下の割合の場合に必要な指導・助言を実施。<br>定員未充足が著しい場合等には、状況に応じ定員の見直しを検討するよう指導を行う場合もある。 | 収容定員充足は学納金収入等に直結する観点の一つとして、一定以下の割合の場合に必要な指導・助言を実施。<br>定員未充足が著しい場合等には、状況に応じ定員の見直しを検討するよう指導を行う場合もある。                        |

( 参 考 )

## 定員管理の適性化に関する提言等

### まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）抄

【主な施策】

#### (2)-(ウ)「地方大学等創生5か年戦略」

地元学生定着促進プラン（地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進）

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着の取組や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組への支援策等を講ずるとともに、都市部の大学生等が地方の魅力を実体験できる取組を推進する。さらに、大都市圏、なakanずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なakanずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。

### 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第6次提言）（平成27年3月4日教育再生実行会議）抄

#### 3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を （学生等の地方への定着等）

大学進学時には、地方から都市部への大きな人口流出が生じているが、その背景には、都市部の大学等において定員を上回る学生を受け入れている実態があり、教育環境を改善する観点からも、この状況を是正する必要がある。このため、国は、入学定員超過に対する基盤的経費の取扱いの更なる厳格化など、特に大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化について検討し、成案を得る。

### まち・ひと・しごと創生基本方針2015 - ローカル・アベノミクスの実現に向けて - （平成27年6月30日閣議決定）抄

#### 2. 地方への新しいひとの流れをつくる（5）地方大学等の活性化 地元学生定着促進プラン

【具体的な取組】

##### 大学生等の地元定着の促進

私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等を本年中に措置することを通じ、大学等における入学定員超過の適正化を図り、大都市圏への学生集中を抑制する。

### 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30年11月26日中央教育審議会）抄

#### 1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

2040年には、18歳人口が約88万人、現在の規模と比較すると約74%になり、大学進学者数は約51万人に減少することが予想されている。各高等教育機関は、「18歳中心主義」を維持したままでは現在の規模を確保することができないということを認識した上で、いかに学生の可能性を伸ばすことができるかという教育改革を進め、その観点からの規模の適正化について検討する必要がある。

# 大学設置基準（専任教員、収容定員）

## （専任教員数）

第十三条 大学における専任教員の数は、**別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数**（**共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数**）と**別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上**とする。

## 別表第一 イ 抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

| 学部の種類       | 一学科で組織する場合の専任教員数 |       | 二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数 |       |
|-------------|------------------|-------|--------------------------------|-------|
|             | 収容定員             | 専任教員数 | 収容定員                           | 専任教員数 |
| 文学関係        | 三二〇—六〇〇          | 一〇    | 二〇〇—四〇〇                        | 六     |
| 教育学・保育学関係   | 三二〇—六〇〇          | 一〇    | 二〇〇—四〇〇                        | 六     |
| 法学関係        | 四〇〇—八〇〇          | 一四    | 四〇〇—六〇〇                        | 一〇    |
| 経済学関係       | 四〇〇—八〇〇          | 一四    | 四〇〇—六〇〇                        | 一〇    |
| 社会学・社会福祉学関係 | 四〇〇—八〇〇          | 一四    | 四〇〇—六〇〇                        | 一〇    |
| 理学関係        | 二〇〇—四〇〇          | 一四    | 一六〇—三二〇                        | 八     |

## 別表第二

|           |      |      |
|-----------|------|------|
| 大学全体の収容定員 | 四〇〇人 | 八〇〇人 |
| 専任教員数     | 七    | 一二   |

## （収容定員）

第十八条 **収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。**この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、**編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。**

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 大学は、**教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。**

## 大学設置基準（校地・校舎の面積）

（校地の面積）

第三十七条 大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。)は、**収容定員上の学生一人当たり十平方メートル**として算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 (略)

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る**収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。**

（校舎の面積）

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ（１）若しくは（２）又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、（略）

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

(1) 専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

| 収容定員        | 二〇〇人までの場合の面積（平方メートル） | 四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）                               | 八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）                                  | 八〇一人以上の場合の面積（平方メートル）                                  |
|-------------|----------------------|--|---|---|
| 文学関係        | 2, 644               | $(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2, 644$ | $(\text{収容定員} - 400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$ | $(\text{収容定員} - 800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$ |
| 教育学・保育学関係   | 2, 644               | $(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2, 644$ | $(\text{収容定員} - 400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$ | $(\text{収容定員} - 800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$ |
| 法学関係        | 2, 644               | $(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2, 644$ | $(\text{収容定員} - 400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$ | $(\text{収容定員} - 800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$ |
| 経済学関係       | 2, 644               | $(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2, 644$ | $(\text{収容定員} - 400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$ | $(\text{収容定員} - 800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$ |
| 社会学・社会福祉学関係 | 2, 644               | $(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2, 644$ | $(\text{収容定員} - 400) \times 1, 653 \div 400 + 3, 305$ | $(\text{収容定員} - 800) \times 1, 322 \div 400 + 4, 958$ |

## 収容定員に関する大綱化以降の大学設置基準の弾力化（平成3年）

編入学定員の設定を可能とするため、専任教員数及び校舎面積の基準を**入学定員に基づき算定する方式から収容定員に基づき算定する方式に改めた**ことに伴い、学則で定めるべき事項についても「**学生定員**」を「**収容定員**」に改めた。

## 定員管理に関する取扱い（学生確保・未充足関係）

### 【収容定員の変更に対する行政の関与】

私立大学の収容定員は、既設学部等の収容定員変更のうち大学全体で増員する場合は、認可が必要。既設学部等の収容定員変更でも、大学全体で増員しない場合や大学院の収容定員変更は届出で可能。（公立大学は届出、国立大学は原則定員増を認めていない。）

認可に当たっては、学生確保の見通しがあり、人材需要など社会の要請を踏まえたものであること、（認可基準）、学生数が合理的に算定されていること（寄附行為審査基準）が要件。設置認可も同様。

定員の減少については、事前届出で足り、大学の判断でいつでも実施可能。分野によっては例外あり。

### 【大学による情報公表】

入学者数・収容定員・在学者数に関する状況は、大学が公表すべき教育情報に含まれる。

### 【定員未充足の取扱い】

完成年度までは設置計画履行状況等調査において、一定以上の定員の未充足があれば、改善を求める指摘を付すとともに、未充足が著しい場合には、加えて入学定員の見直しの検討を促す指摘を付すこともある。

認証評価においても、定員の未充足の改善を指摘。特に法科大学院については、定員の適切な設定を指摘。

修学支援新制度では、収容定員の充足が3年連続で8割未満かつ他2要件全て満たさない場合、対象機関として確認しない。

大幅な収容定員の未充足（5割以下）の学部等に対しては、私学助成を不交付。

財務状況が悪化している法人に対して実施する学校法人運営調査において、定員充足は学納金収入等に直結する観点の一つとして、一定以下の割合の場合に必要な指導・助言を行う。定員未充足が著しい場合等には、状況に応じ、学生確保に向けた対応策を立案・実施するとともに定員の見直しについて検討するよう指導を行う場合もある。

## 高等教育の修学支援新制度における大学等の機関要件について

支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

- 1 . 実務経験のある教員等による授業科目が一定数 以上配置されていること。  
4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）
  - \* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
  - \* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。
- 2 . 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
- 3 . 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
- 4 . 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

直前年度の貸借対照表の「運用資産 - 外部負債」がマイナス（法人の決算）

直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満（大学等の状況）

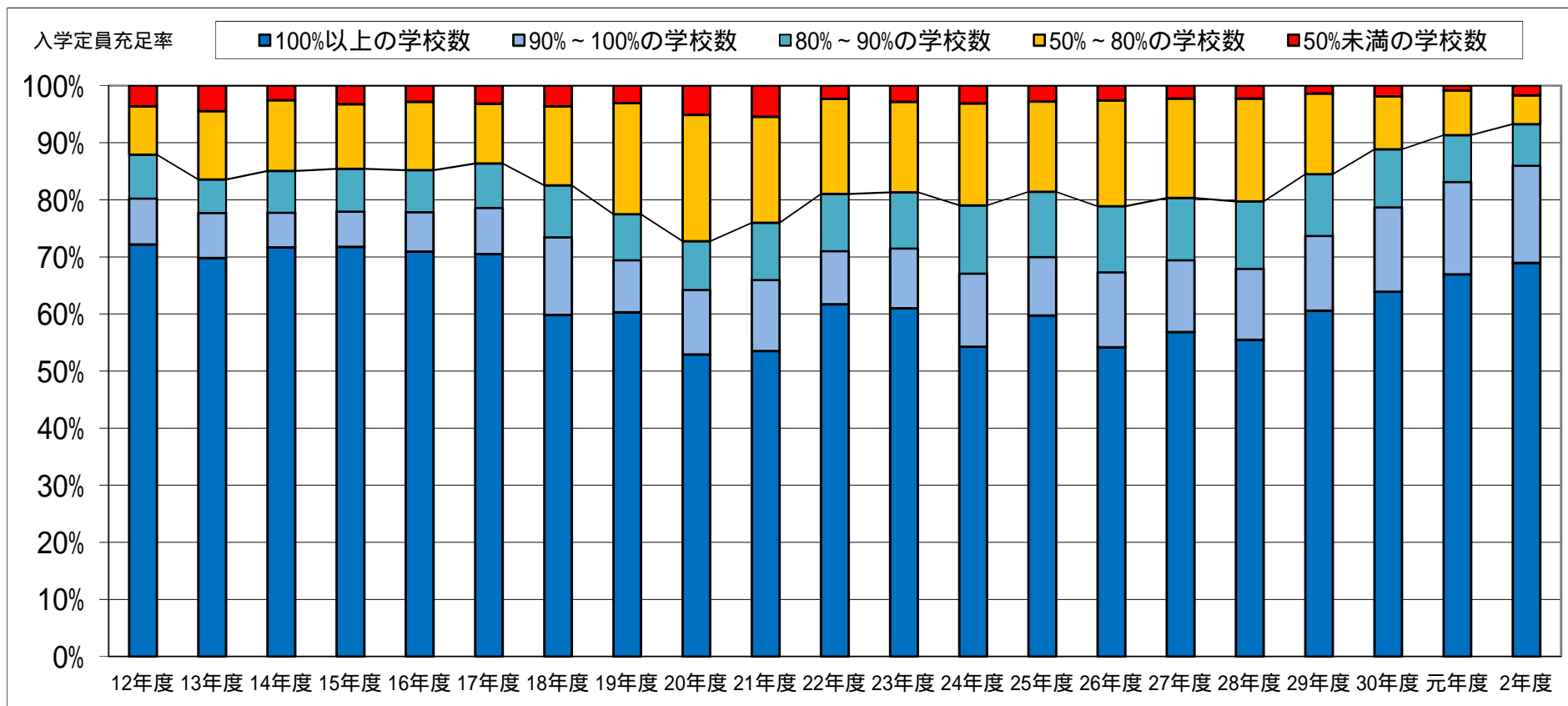
専門学校の経過措置 ~ 令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

対象機関リストはこちら：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm)



# 私立大学における入学定員充足率の推移

私立大学においては、入学定員充足率は年々上昇。令和2年度では、9割を超える私立大学が、入学定員充足率80%以上を達成。

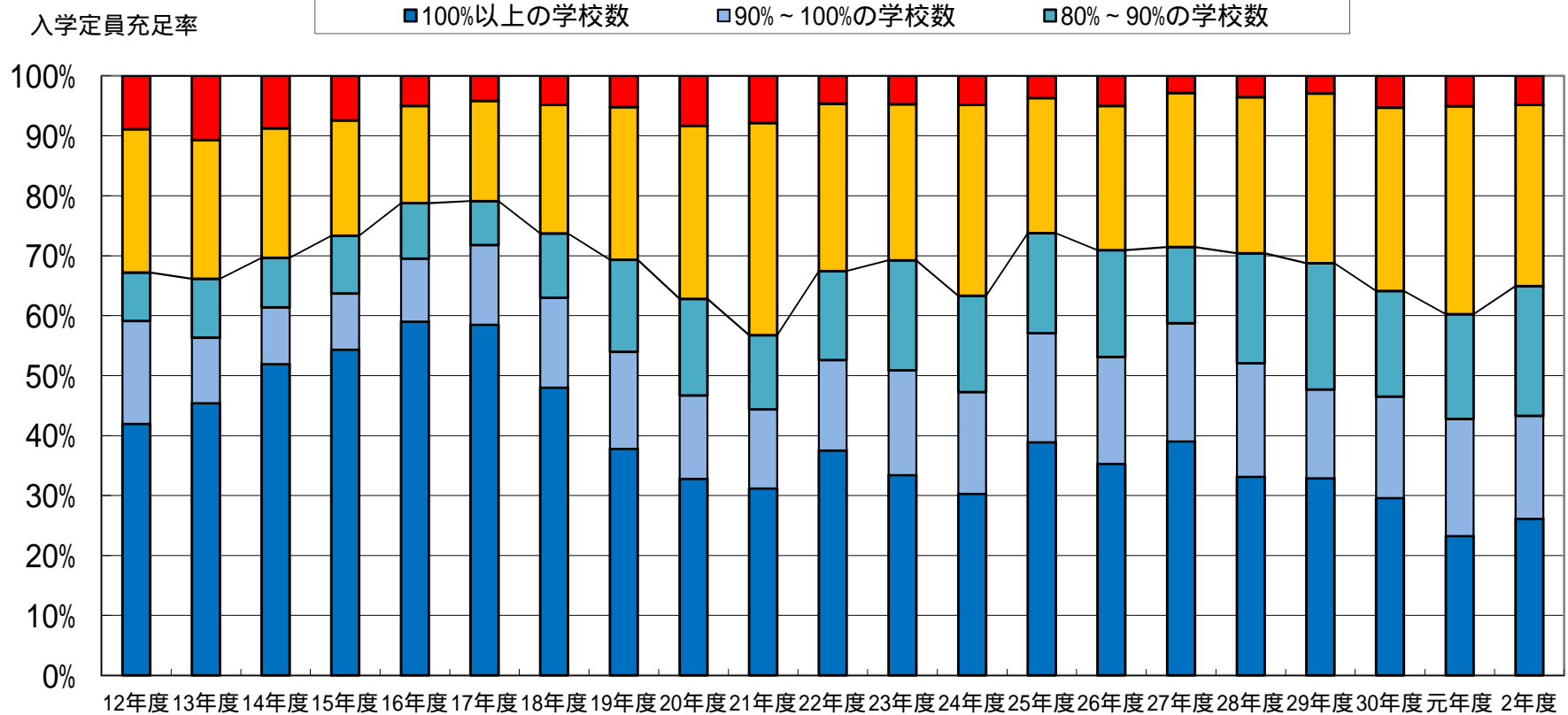


| 区分        | 12年度  | 13年度  | 14年度  | 15年度  | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  | 元年度   | 2年度   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員未充足校  | 131   | 149   | 144   | 147   | 155   | 160   | 221   | 222   | 266   | 265   | 218   | 223   | 264   | 232   | 265   | 250   | 257   | 229   | 210   | 194   | 184   |
| 割合        | 27.8% | 30.2% | 28.3% | 28.2% | 29.1% | 29.5% | 40.2% | 39.7% | 47.1% | 46.5% | 38.3% | 39.0% | 45.8% | 40.3% | 45.8% | 43.2% | 44.5% | 39.4% | 36.1% | 33.0% | 31.0% |
| 充足率80%以上校 | 414   | 412   | 432   | 445   | 454   | 468   | 454   | 433   | 411   | 433   | 461   | 465   | 456   | 469   | 456   | 465   | 460   | 491   | 517   | 536   | 553   |
| 割合        | 87.9% | 83.6% | 85.0% | 85.4% | 85.2% | 86.3% | 82.5% | 77.5% | 72.7% | 76.0% | 81.0% | 81.3% | 79.0% | 81.4% | 78.9% | 80.3% | 79.7% | 84.5% | 88.8% | 91.3% | 93.3% |

日本私立学校振興・共済事業団「令和2(2020)年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」より作成

# 私立短期大学における入学定員充足率の推移

私立短期大学においては、入学定員充足率の推移は横ばいであるが、厳しい状況となっている。令和2年度では、入学定員充足率80%以上の私立短期大学は全体の65%程度。



| 区分        | 12年度  | 13年度  | 14年度  | 15年度  | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  | 元年度   | 2年度   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入学定員未充足校  | 267   | 245   | 209   | 190   | 164   | 159   | 194   | 227   | 242   | 245   | 215   | 225   | 230   | 198   | 207   | 192   | 208   | 204   | 212   | 228   | 215   |
| 割合        | 58.0% | 54.6% | 48.0% | 45.7% | 41.0% | 41.5% | 52.0% | 62.2% | 67.2% | 68.8% | 62.5% | 66.6% | 69.7% | 61.1% | 64.7% | 61.0% | 66.9% | 67.1% | 70.4% | 76.8% | 73.9% |
| 充足率80%以上校 | 309   | 297   | 303   | 305   | 315   | 303   | 275   | 253   | 226   | 202   | 232   | 234   | 209   | 239   | 227   | 225   | 219   | 209   | 193   | 179   | 189   |
| 割合        | 67.2% | 66.1% | 69.7% | 73.3% | 78.8% | 79.1% | 73.7% | 69.3% | 62.8% | 56.7% | 67.4% | 69.2% | 63.3% | 73.8% | 70.9% | 71.4% | 70.4% | 68.8% | 64.1% | 60.3% | 64.9% |